

臨時的任用教員等採用候補者登録申込案内

秋田県教育委員会

令和2年度秋田県公立学校臨時的任用教員等《講師（臨時）、養護教諭（臨時）、栄養教諭（臨時）、実習助手（臨時）、寄宿舎指導員（臨時）、非常勤講師及び非常勤実習助手》の採用候補者の登録受付を次のとおり行います。

1 募集校種、教科と申込資格

募集校種	職名	校種、教科等	申込資格（所有免許状等）
市町村立 小学校	講師（臨時）	小学校	小学校教諭普通免許状
	非常勤講師	中学校の各教科	当該教科の教諭普通免許状
中学校	養護教諭（臨時）	小学校、中学校	養護教諭普通免許状
県立中学校	栄養教諭（臨時）	小学校、中学校	栄養教諭普通免許状
県立 市立 高等学校	講師（臨時） 非常勤講師	高等学校の各教科	当該教科の教諭普通免許状
	養護教諭（臨時）	高等学校	養護教諭普通免許状
	栄養教諭（臨時）	高等学校	栄養教諭普通免許状
	実習助手（臨時） 非常勤実習助手	高等学校の理科、工業科、 農業科、水産科	平成13年4月1日以前に生まれた者
県立 特別支援 学校	講師（臨時） 非常勤講師	特別支援学校	小学校又は中学校、高等学校の教諭普通 免許状（特別支援学校教諭普通免許状の 有無を問いません）
	養護教諭（臨時）	特別支援学校	養護教諭普通免許状
	栄養教諭（臨時）	特別支援学校	栄養教諭普通免許状
	寄宿舎指導員（臨時）	特別支援学校	平成13年4月1日以前に生まれた者
	実習助手（臨時）	特別支援学校	平成13年4月1日以前に生まれた者

(注)・地方公務員法第16条及び学校教育法第9条の欠格条項に該当しない者としてします。  
 ・所有免許状については、令和2年3月31日までに取得見込みの者も含まれます。  
 ・予め1年以上の勤務を希望する者は、任期付職員として任用する場合があります。  
 詳しくは、「6 任期付職員について」を参照してください。

2 申込手続き

提出書類のうち、登録申込書と個人カードは電子申請で受け付けます。電子申請は、秋田県市町村電子申請・届出サービス (<https://s-kantan.jp/toppage-akita-t/>) で「秋田県」を選び、「臨時的任用教員等採用候補者登録申込」の手順に従ってください。なお、**令和2年度秋田県公立学校教諭等採用候補者選考試験の第二次選考試験受験者で、志願書の臨時的任用教員希望に「有」とした方は自動登録となります。**

志願者の区分			提出書類及び提出方法
ア	秋田県公立学校教諭・臨時的任用教員等の職歴がある者		①登録申込書 ②個人カード 電子申請 ※1
イ	秋田県公立学校教諭・教員等の職歴がない者	令和2年度秋田県公立学校教諭等採用候補者選考試験の受験状況	次の①～⑥を提出 ①②は電子申請 ※1、③～⑥は郵送 ①登録申込書、②個人カード ③卒業・修了(見込み)証明書 ④最終学校の成績証明書 ※2 ⑤論文 ※3 ⑥教員免許状の写し ※4
		受験していない者	
		第一次選考試験の一部又は全部を受験した者	第二次選考試験を受験した者

※1 やむを得ない場合は、郵送による申込も受け付けます。

- ※2 大学の専攻科もしくは大学院の修了者又は修了見込みの者は、卒業大学の成績証明書と併せて提出してください。（様式自由、発行者封印のこと。ただし改ざん防止処理を施した証明書は、封印なしでも可とする。）
- ※3 字数：800字程度（A4判400字詰原稿用紙を使用し、自筆のこと）  
論文題：秋田県では「豊かな人間性を育む学校教育」を目指し、Ⅰ思いやりの心を育てる Ⅱ心と体を鍛える Ⅲ基礎学力の向上を図る Ⅳ教師の力量を高める の四つの目標を掲げて、学校教育の充実を図っています。この四つの中から一つを選び、あなたの考えや取り組みたいことを述べなさい。
- ※4 旧免許状所有者のうち、免許状更新講習の最初の修了確認期限を過ぎた者は、「更新講習修了確認証明書」等の証明書の写しを提出してください。  
教員免許状を取得見込の者は、「教員免許状取得見込証明書」を提出してください。その上で、取得後、令和2年3月31日までに教員免許状の写しを提出してください。免許状が確認できない場合は、採用できません。

### 3 申込書類の受付期間及び提出先

- (1) 受付期間 令和元年8月9日（金）～11月29日（金）〈第一次締切〉 ※その後も随時受け付けます
- (2) 提出先 〒010-8580 秋田県秋田市山王三丁目1番1号 秋田県教育庁（次の各課）
- ア) 市町村立小学校、中学校、県立中学校の各職を志願する者 義務教育課（電話：018-860-5145）
- イ) 県立・市立高等学校の各職を志願する者 高校教育課（電話：018-860-5164）
- ウ) 県立特別支援学校の各職を志願する者 特別支援教育課（電話：018-860-5133）
- ※ 校種の重複申込はできません。上記ア)～ウ)のいずれかに申し込んで下さい。
- ※ 郵送の場合、封筒の表に「臨時的任用教員等採用候補者登録申込」と朱書きしてください。

### 4 登録、面接、採用等

- (1) 申込書類を受理した者については、令和2年度秋田県公立学校臨時的任用教員等採用候補者名簿に登録します。ただし、秋田県公立学校の教諭または臨時的任用教員等の職歴がない者については、令和2年度秋田県公立学校教諭等採用候補者選考試験の第二次選考試験を受験した者を除き、名簿に登録した後、令和2年1月上旬までの間に面接（第1回）を行います。面接日程等は、後日連絡します。
- (2) 申込書類等の他、秋田県公立学校臨時的任用教員等として勤務した経験のある者については、勤務実績等により、採用を決定します。秋田県公立学校の教諭または臨時的任用教員等の職歴がない者については、面接（第2回）を行ったうえで、採用を決定します。面接日程等は、後日連絡します。
- (3) 採用及び配置先が決定した者のうち、秋田県公立学校の教諭または臨時的任用教員等の職歴がない者については、事前研修を行います。研修日程等は、後日連絡します。
- (4) 採用は、必要が生じた場合に行い、配置先は原則として県内全域を対象とします。また、志願以外の職名、校種に採用することもあります。
- (5) 登録の有効期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとしますが、この期間内に採用されないこともあります。
- (6) 登録後に、就職等の事由で辞退する場合、あるいは登録内容に変更がある場合は、3（2）の申込書類提出先に「辞退届」あるいは「登録内容変更届」（様式自由）を提出してください。
- (7) 採用時には、「健康診断書」及び「履歴書」の提出が必要となります。  
（※「健康診断書」については、必ず別紙1の様式を用い、すべての項目の検査を受けること）
- (8) 令和2年3月に大学等を卒業・修了予定の登録者は、採用時に改めて最終学校の「卒業証明書又は修了証明書」、「最終学校の成績証明書」を提出して頂きます。

## 5 給与等

- (1) 講師（臨時）、養護教諭（臨時）、栄養教諭（臨時）、実習助手（臨時）、寄宿舎指導員（臨時）の給与は、一般職の職員の給与に関する条例、市町村立学校職員の給与等に関する条例に準じて支給します。

採用時の給与の例

《県立高等学校講師（臨時）》大学卒業者の初任給：約198,000円

（給与は、職歴等に応じて一定の基準により加算される場合もあります）

【諸手当】 期末・勤勉手当、通勤手当、住居手当、扶養手当等

【休暇等】 年次休暇等

- (2) 非常勤講師、非常勤実習助手には、担当授業時数等に応じて支給します。

## 6 任期付職員について

- (1) 概要

育児休業又は配偶者同行休業を取得しようとする（休業期間が明確である）教員等の代替職員として勤務していただきます。任期は1年以上となる場合があります。

- ・任期付職員を希望する方でも、任期付職員の採用枠がない場合には、講師（臨時）等として任用となることがあります。
- ・任期付職員を希望しない方は、登録申込書の「任期付職員を希望しない」欄にチェックを入れてください。

- (2) 任期

代替の対象となる職員の休業期間を限度とします。

- (3) 給与等

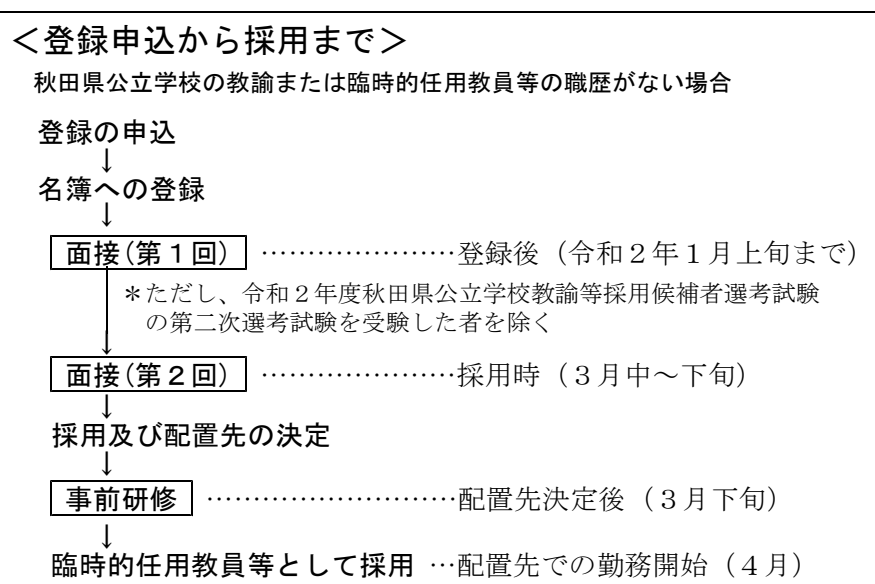
給与、勤務時間等の勤務条件については、講師（臨時）等と同様の扱いになります。

## 7 注意事項

提出書類はいっさい返却しません。申込書類不備の場合、担当課より連絡します。

## 8 問合せ・連絡先

3（2）の申込書類提出先と同じです。



### ＜採用試験における講師優遇制度について＞

令和3年度秋田県公立学校教諭等採用候補者選考試験（令和2年実施）から、秋田県内において直近5年間で36月以上の講師（臨時、非常勤）等の経験がある場合、第一次選考試験において「総合教養」又は「一般教養」を免除します。なお、「総合教養」の成績優秀者を対象とする講師優遇制度も継続します。